

## 第73回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成29年7月27日（木）10:00～11:30

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努

【専門委員】

野辺地 勉（公認会計士）

山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）

【審議協力者】

内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、  
東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課 小松課長 ほか

総務省統計局統計調査部調査企画課 江刺統計調査研究官

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官  
ほか

4 議 題 個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻よりも若干早いのですが、始めさせていただきます。  
ただ今から第73回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

7月6日に第72回の部会を開いたわけですが、本日は、それに引き続きまして、「個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更」について審議させていただきます。

それでは、まず、今日の配布資料につきまして、事務局から御紹介をお願いいたします。

○那須総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 それでは、本日の

配布資料について、議事次第の次に、資料番号は付してありませんが、座席図と出席者名簿、それからその次に、資料1-1が前回部会で示された再検討事項及び部会終了後に示された意見等、資料1-2が質問・意見に対する総務省統計局説明資料、資料2が審査メモ、こちらは前回部会資料を一部修正の上、再配布するものです。資料3-1が総務省統計局説明資料、こちらも前回部会提出のものを再配布するものです。資料3-2が他の基幹統計調査との関係補足資料。資料4が前回部会の審議状況、こちらは本日午後に開催される統計委員会において配布される資料と同じものになっております。

また、参考資料として、参考1-1から1-3が本調査の新旧の調査票、参考2が前回部会の議事概要となっております。

資料に過不足等ありましたら、事務局にお申し出ください。

事務局からの説明は以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは審議に進みますけれども、まずそれに先立ちまして、私から2点ほど申し上げます。

1つは今日の進め方に関してなのですが、最初に前回の部会で出されました御意見、その後メール等でいただいた御意見に関して、調査実施者から御回答いただく、いわゆる宿題に回答する部分というのがあります。それが大体30分ぐらいを予定しております。それが済んだ後に、新しく審査メモで御議論いただく部分というのがありますので、そこについて御審議いただきます。それが大体、1時間ぐらいを見込んでおります。今日御議論していただく部分がありますので、答申案を文書の形では用意はしていませんけれども、残りの30分ぐらいで答申案の方向性について御承認いただいて、今日は終わりというのがこちらで考えているプランです。方向性だけですので、答申案に関しましては、書面審議という形で進めさせていただく予定です。それが1点目です。

2点目ですけれども、本日は、先ほども申しましたように、13時から統計委員会等が開催されることになっております。私もできるだけ予定時間、12時終了というのは守りたいと思いますけれども、若干過ぎる場合もありますので、何とぞ、そのときには御容赦いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初の審議に入りたいと思いますけれども、先ほど申しましたように、いわゆる宿題を返す部分というのが今日の最初の議題になります。少し前回の復習も兼ねまして、それから部会が終わった後にいただいた御意見等もありますので、まず事務局から全体像について御説明をよろしくお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 では、御説明いたします。

調査実施者から個別に回答していただく前に、前回の部会、それからその終了後にいただいた質問・意見も結構ありましたので、その全体像について資料1-1を用いまして簡単に御紹介いたします。御意見といたしましては、対象範囲に始まりまして、選定方法、調査事項、調査方法、公表と、調査計画全般にわたっております。

まず調査対象の範囲につきましては、今回、この調査としては事業所調査から企業調査

に変更されるということでしたけれども、それに関しまして、複数事業所を有する個人企業の売上高のシェア、あるいは主業以外の事業活動の大きさに関するバックデータについて御要望がありました。

次に報告者数及び選定方法についてなのですが、今回の変更で対象産業が全産業に拡大され、これを受けまして都道府県別の結果に誤差や振れが生じる御懸念ということに基づく御意見をいただいております。

調査事項につきましては、前回部会でも議論となった部分を含みますが、合計6点あります。本日、参考1-3ということで調査票を付けております。こちらは前回部会段階での調査票ということになりますので、そちらも御覧いただきながら聞いていただければ幸いです。

まず1つ目ですが、1枚目の裏側、調査票の2面ということになります。項番6番、売上金額等のところですが、これら経理事項につきまして、括弧書きで「消費税を含む」とされているのですが、それ以外の経理事項の部分には特に表示がありませんので、それについての疑義でした。

それから2点目、これは経理事項全般の御意見ですが、調査票を税務申告書から転記できるようにする、そういう質問事項にするということについては大賛成とされつつも、様々な意見が出て、調査票の再検討ということになっておりますので、「税務申告書から転記できるように質問事項」という原則を可能な限り貫いた方がよいという御意見をいただいております。

それから3点目、次に調査票の3面、2枚目の表側ということになりますが、その一番上、項番10の設備取得状況のところですが、今御覧いただいている資料1-3では、新規設備、中古設備の取得額のみということになっています。ただ、前回の部会では、四半期調査を取りやめることによる情報の減少を補う取扱いということで、再検討の要望が出されています。

4点目は、同じく調査票の3面の項番の11、そのすぐ下です。従業者数のところ、特にその上の「無給の家族従業者」という表現につきまして、報告者にとって書きづらいのではないかという御意見をいただいております。

それから5点目、同じく調査票の3面ですけれども、項番14、「パーソナルコンピュータの使用の有無」ということについての範囲です。例えばタブレット端末などの機器も対象になるのであれば、説明を記載してはどうかという御意見でした。

調査事項の最後、6点目ですけれども、これは調査票の4面、一番裏側です。2枚目の裏になります。項番18、「事業経営上の問題点」というところで、例示としては、下から3つ目になりますでしょうか。「原材料価格・仕入れ価格の上昇」が挙げられているのですが、むしろ、そのような価格上昇分を転嫁できないといったことが問題との指摘が大きいのではないかという御指摘があって、それを踏まえた修正の御意見でした。

調査事項については以上6点です。後ほどの調査実施者からの説明の中では、それぞれの部分で調査票の修正案を示していただいておりますが、修正後の調査票全体版というものも付けていただいておりますので、後ほどまた適宜御参照いただければと思います。

次の大きな御意見のくくりとしては調査方法、こちらは4点です。また資料1-1に戻っていただければと思いますが、1と2は現状における回収状況についての御質問、それから3と4につきましては、今後回収率が低下するのではないかとの御懸念から、具体的な対応についてのお尋ねとなっているものです。

それから、御意見の最後、公表のところですが、こちらはローテーション・サンプリングの導入と一体のものです。本系列と参考系列の2つの数字が出てくることにより、数値の相違について、双方の性格であるとか、いわばメリット、デメリットを含む留意点を分かりやすく提供する必要があるとの御意見でした。

以上が本日、調査実施者に回答いただく事項の全体像です。以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、調査実施者から一つ一つ御回答をよろしく願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 新しく経済統計課長になりました小松と申します。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、資料1-2に基づきまして、御質問・御意見をいただいたものについて順次御回答させていただければと思います。

初めに調査対象の範囲のところですが、複数事業所を有する個人企業の売上高の割合、それから売上高に業種をまたがるものがどのくらいあるかという話ですが、ページの下の方に示してあるように、表1に個人企業の売上高に占める複数事業所を有する個人企業の売上高の割合、表2に売上金額に占める主業及び事業別の割合を示しております。表1で御覧のとおり、基本的には複数事業所を有する個人企業の売上高はそんなに高いものではありませんということです。また、表1の中でも、例えば、「O 教育、学習支援業」でありましたら9.8%、それから、「N 生活関連サービス業、娯楽業」でありましたら6.7%という形で、比較的、ほかの産業分類と比べて高いものもあるのですが、表2で主業と副業の割合を御覧いただきますと、「教育、学習支援業」では副業は4.3%、それから「生活関連サービス、娯楽業」では同じく4.7%ということで、極めて低いパーセンテージとなっているということで、結果への大きな影響はないのではないかと考えているところです。

○西郷部会長 ありがとうございます。それでは、まず調査対象の範囲に関して御回答いただきましたので、それに対して御意見等あったら伺いたいと思います。よろしいですか。特に、確か宮川委員が御質問なされた点だと、売上高ベースでの複数事業所に関するバックデータを示してほしいというのはこれでよろしいですか。

○宮川委員 これで結構です。

○西郷部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、資料1-1の最初の調査対象の範囲に関しては、前回の質問に調査実施者から回答があって、それを了承したとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、報告者数及び選定方法という項目についての御回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 引き続き、資料1-2の2ページ、報告者数及び選定方法の御回答に移らせていただきます。都道府県レベルの表章の誤差等に関する御懸念という形で承っております。都道府県別の表章に関しては、この後、多分まだ審

議されていない事項の中の表章事項でももう少し詳しくお話をいたしますが、産業別の精度が当然確保できるようにしなければならないというのは私たちも重々承知してはいて、こちら全国と少し違った形で、詳細な区分表示ではなく、例えば産業を6区分で表章するなど、精度を確保できるような表章の仕方をするということを考えています。

また、ついでに付言いたしますれば、またこれも後で回答する場所があるのですが、回収率等、かなり都道府県別の表章では影響があるところが出てくるかと思えます。これに関しましても、回収率の向上策、督促方法については後でも御説明いたしますが、例えば回収率の管理に関しても層別に少し管理するなどということで、結果精度に配慮したような督促をしようということは考えてはいて、重々御指摘を考えながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の点、報告者数及び選定方法について、何か御意見等ありますか。後ほど都道府県表章等と関連させてもう一度似たような議論がなされるということですので、もし今の御説明に特段の異論がないということであれば、一応、今の回答でこちらとしては了承したという形にしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、2番目の項目に関しても、実施者から回答があつて、それを部会として了承したという形にさせていただきます。

3番目、調査事項に関して、こちらはまた更に細分された項目がありますので、非常に重要な部分だと思っておりますので、御説明もよろしく願いたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 引き続きまして、資料1-2の2ページ目の真ん中辺りからです。調査事項、全部で6点あつたかと思っておりますので、順次御説明させていただきます。

まず1点目の経理事項の消費税を含むのかという話です。こちらは、特に後段の「また」以下のところの書いていないところは消費税を含むのかという話は正に御指摘のとおりだと思っております。まず、税込み・税抜きを選択肢として設定しないという形になったものに関しては、以下に理由を示させていただきますが、税込みが主流となっているという納税上の実態を踏まえたものと考えています。まず、資料上書いてありますとおりですが、売上高1,000万円以下の消費税の非課税事業者については確定申告書類を税込みで記入することになっている。また、申告書類における税込み・税抜きの選択が可能となっているような事業者についても、経理負担軽減ということで簡易的な申請方法ということが認められているところがあるということ、また、ワーキンググループの結果等としても、個人企業等は税込みの記入の希望が多数であるというようなお話もあるということもありません。選択制にするよりは税込みという形でとった方がいいのではないかと考えております。また、先ほど申し上げましたとおり、「消費税を含む。」という記載が項目6のところにはしかなかったというのは御指摘のとおりでありまして、新しい調査票として、資料1-2の一番最後に修正案を付けてありますが、該当すると思われるところには全て税込みで書く旨の記載を付け加えさせていただいたところではあります。

引き続きまして3ページ目、2の論点に移らせていただきますが、税務申告書から転記できるようにという原則を貫いていただきたいというお話です。正に御認識のとおり、そのような形にすることによって答えやすくするということが今回の正に基本方針だというのは認識しておりまして、今回の変更では確定申告書類から転記できないものを幾らか削らせていただきましたが、この原則をできるだけ貫くべきという話については非常にあり得べきことですし、私どもも非常に認識しているところです。ただ一方で、次の3番の話のように、どうしても必要なものについてはある程度検討せざるを得ないかなというところがありまして、国民経済計算の四半期推計の精度維持等、重要性を勘案しながら、この原則を貫きつつ進めていきたいと思っているところです。

それで、3番目、早速少し原則を覆すような話になってしまうわけですが、四半期調査、設備投資の関係のところに関しましては、当初、税務申告からの転記ということを重視して書いていたということもありますが、委員からの御意見、それから内閣府ともお話をしたということもあって、国民経済計算の推計上は、「車両 機械 工具 器具 備品」のところの情報が時期も含めて重要だというようなお話もありましたので、こちらについては、下の図1のとおり、内数としてとった上で、取得額が最も多かった時期を聞くというような形に変更させていただきたいと思っているところです。

引き続き、1ページめくっていただきまして、4ページ目の論点の4つ目になります。「無給の家族従業者」の話という形になります。こちらに関しましては、当初、マニュアル等で使っていた用語をとりあえず使ってみたというところもありますが、確認してみたところ、経済センサスの中でも「事業主の家族で無給の人」というような使い方をしています、こちらの方が平易な表現だとも思われますので、こちらを使わせていただきたい。また、図2のところにもありますとおり、平成28年の経済センサス-活動調査の記載例を参考として、記入の手引等に内容例示を盛り込む等、更に分かりやすくするという工夫はさせていただきたいと思っております。

引き続きまして、論点の5つ目です。「パーソナルコンピュータ」に関してなのですが、タブレット端末はどのようなのだというようなお話だったと思います。この項目については当然、もともとタブレット型端末については含まれると思っておりましたというところもありまして、調査票の余白にタブレット端末も含みますというような記載事項を付け加える形で対処させていただきたいと思っております。

最後、5ページ目ですが、事業上の問題点の例示の1つとして、転嫁できないというような話を付け加えるべきという話を承りました。こちらについてはそのとおりかなと思っておりますので、図3に示しましたとおり、「コストの増加を販売価格に転嫁できない」という項目を追加する形とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。よろしく申し上げます。

○宮川委員 設備の取得状況については私から御意見を申し上げたのですけれども、これ

で結構かと思います。

あと1点、私が質問したわけではないのですが、事業経営上の問題点のところコメントがあります。質問のところでは、「原材料価格・仕入価格の上昇」と書くのであれば、コストの増加を販売価格に転嫁できないことが、本当の問題なのではないかという議論があったように記憶しています。しかし結果的には、もし人件費の増加であれ、原材料価格・仕入価格の上昇であれ、それが販売価格に転嫁できれば、事業経営上の問題点というのが余りないのではないかと想定します。したがって二つの質問は同種のものでありこのような質問をされたときに、質問者の意図がどういうところにあるのかが少しよく分からなかったもので、教えていただければそれで結構です。

○西郷部会長 まず、これは山本専門委員からヒアリングしていただいた結果、こういう項目があるといいのではないかということで付け加えていただいた項目ですので、まず今の宮川委員の御意見に対して、この項目を付け加えるということを発表なさった山本専門委員からどういうお考えをお持ちなのかということと、あと宮川委員の質問の本質は恐らくは質問の中の相互関係というのがどうなっているのか、また、「原材料価格・仕入価格の上昇」と「コストの増加を販売価格に転嫁できない」の両方に該当する場合など、コストの増加を販売価格に転嫁できないということ自体、何か因果関係が含まれているような質問になっているので、そういう質問項目相互の関係というのがどういうふうに整理されているのかというのをもう一度聞きたいというのが御質問だったと思います。では、まず山本専門委員からよろしくお願いします。

○山本専門委員 前回の会議の中で私から申し上げたのが、この設問の前の幾つかに出ている、特に原材料とか仕入れとかという部分を反映、価格に転嫁できないというところがなかなか中小企業、特に零細である個人事業主の事業経営上の課題としてアンケート等を商工会議所が行った際に挙げられるということで、今回入れさせていただいた方がいいのではないかと御提案をさせていただきました。宮川委員の御指摘のとおり、恐らく原材料価格・仕入価格が上昇したという丸を付ける方と、販売価格に転嫁できないと両方付ける方というのがいらっしゃるので、そこの整合性の部分は少し検討が必要かとは思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

では、実施者から、どのようにお考えでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。委員御指摘のとおり、「コストの増加を販売価格に転嫁できない」という話自体に関しては、選ばれる方は非常に多いだろうと思うところがありました。これは素直に追加させていただこうという形で入れさせていただきました。元の「原材料価格・仕入価格の上昇」のところですが、これはそもそも選択肢としてありましたという話があったのと、原材料価格・仕入価格の上昇の結果、コストの増加をとということで、ある意味、入れ子構造といえますか、これの結果こういうこともあるという話もあるわけですし、純粋に価格が上がれば、例えば全部買い切れないとか、そういうほかの用途の話も当然あるということもあると思いますので、比較の可能性の話も含めて、こういう形で元の項目も残しておいた方がいいのではないかと

という形で残しております。両方丸が付いても、これはしようがないところはあるのかなと思っ

○西郷部会長 宮川委員はそれでよろしいですか。

○宮川委員 分かりました。今の解釈ですと、原材料価格・仕入価格の上昇によって十分手当てができないという数量面の問題もあるからということですね。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 はい。

○宮川委員 分かりました。ここでユーザーが理解できるかどうかは少しいろいろな議論のあるところだろうと思っ

○西郷部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 念のため申し上げれば、一応、左側は複数選択式になっていま

○西郷部会長 野辺地専門委員、よろしくお願

○野辺地専門委員 今のお話の印象なのですけれども、11番の「コストの増加を販売価格に転嫁できない」、その内訳としては、9番の「原材料価格・仕入価格の上昇」、10番の「販売価格の低下・値引き要請」、それから12番の「家賃・地代の上昇」、この3つが含まれるので、11番と12番の並び方が、逆の方がいいような感じは少しします。

○西郷部会長 なるほど。それは御検討いただけますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 はい、分かりました。これは検討させていただきます。

○西郷部会長 検討というか、今日大体決めるということなのですが。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 今の御意見で御異論が出ないということは、その方がいいのだらうと思っ

○西郷部会長 では、入れ替えるという結論にさせていただいてよろしいですか。むしろ、今の番号でいう11番だけに丸が付いていたときに、原因は何かというのが分からないというところがあるような気もするのですけれども、ただ、これは現場の声から、こういう項目が入っていた方が回答がしやすいのではないかとということで入れていただいて、今の野辺地専門委員の御意見から、11番というの

ほかの論点はいかがですか。

○野呂委員 よろしいですか。下の3ページの上の経理事項全般の意見というのは私が出させていただいたものではないかと思っ

利用すれば更に正確で、かつ報告者負担の軽減という観点も進められるのではないかと考えます。特に今、e-taxの利用が進んでおりますので、税務申告データの利用環境というのはかなり整っているのではないかと思います。また、統計委員会としても機会あるごとにそういうことの必要性を言っていた方がいいのではないかと思います。ただ、今回につきましては、税務データの制約もあり、利用可能性についてもまだまだ未整備のようですし、とてもすぐに実現できるとは思っていないのですけれども、統計改革推進会議におきましても、行政記録等情報で代替可能な統計調査はやめるとされており、税務申告データの活用可能性等について、事あるごとに述べていくといえますか、テークノートしていくということができないかなと思っております。

○西郷部会長 特に回答を求めるものではないという理解でよろしいですか。

○野呂委員 はい。

○西郷部会長 分かりました。しかと受けとめますので、ありがとうございます。後ほど今後の課題あるいは部会長メモの内容についても御意見を伺いたいと思っておりますので、その際にまた取り上げさせていただきたいと思っております。

ほかに何かありますか。よろしくお願ひいたします。

○山本専門委員 何点か、感想も含めてなのですが、2ページの調査票2面の項目6の売上金額等につきましては、正に私たちも少し中でも話したのですが、やはり個人事業主だとなかなか経理担当者というのもないので、ほとんどのケースが税込みでやられておりますので、この方向できちんとほかのところも税込みというのを記載していただければ問題ないかと思っております。

それと、4ページの調査票3面、項目11の従業者数につきましても、個人事業主の家族で無給の人というので分かりやすくなったかと思っておりますけれども、勘違いかもしれませんが、「個人事業」の「事」というのはあえて抜かれていますか。「個人業主の家族で無給の人」となっていますが、「事業主の家族で無給の人」でしょうか。私もこういう言葉があるのかなというのが少し分からなかったもので、ここは御質問させていただければと思っております。

調査票3面の「パーソナルコンピュータの使用の有無」につきましても、こちらのコメントを書いただければ大丈夫かと思っております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、資料1-2の、経済センサスでどういう言葉が使われているのかということだと思っておりますけれども、これは少し御確認いただいて、合わせていただければそれでいいかと思っております。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 4ページのところは少し説明が分かりにくかったかもしれないのですが、私も若干飛ばしぎみに御説明したかと思っております。回答のところの、経済センサスを参考に「事業主の家族で無給の人」という書き方をすると。実際の内容例示を盛り込むときにはこういう分かりやすい形で書きますというイメージで書いてありまして、経済センサスの表記をそのまま使うという趣旨ではないと。表記としては、

私の言い方が悪かったかもしれませんが、「事業主の家族で無給の人」という書き方にするということで改めて確認させていただきます。

○西郷部会長 よろしいですか。

○山本専門委員 大丈夫です。

○西郷部会長 ほかにありますか。

それでは、今の御回答をもって、調査事項に関する宿題には全部答えていただいた、特に設備の取得状況に関してはかなり前向きに御対応いただいたということで、どうもありがとうございました。

それでは、次の項目になりますけれども、調査方法に関して御回答をよろしくお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 引き続きまして、6ページ目から、調査方法については4点ありましたので、順次御説明を差し上げます。

まず初めに四半期調査の回答率の話ですが、回収率はここに示したとおりの形で、ほぼ99.何%という形になっていますということです。

それから、四半期調査における廃業等により脱落するサンプルの数ですが、2のところの表に示しているとおりでして、大体10%前後と。一年終わった後にそのぐらいになるというような形が現実ですということになります。

それから、次のページに移っていただきまして、回収率を低下させないための方策というところの御説明です。回収率の確保方策に関しましては、関係団体への協力依頼、民間、入札手続の中での向上方策の提案等ということは当然やらせていただくわけですが、具体的に申し上げますと、電話、はがきによるリマインド、時宜を捉えた督促等はしっかりとやっていきます。それから、オンライン回答の推進です。何回か申し上げてきましたが、こういう形を進めていき、スマートフォンの対応の話等もお話がありましたので、こちらに加えてありますが、こういうことも視野に検討を進めたいということ。それから、調査票記入に当たっての相談体制の充実ということで、フリーダイヤルに対応したコールセンターの設置等を行っていく。それから、調査単位を確定申告のために保存している帳簿単位への変更をするという、正に原則の話ですが、このような形で記入要領をまた充実していくということで、次のページに図4という形で示してありますが、実際に青色申告等の紙と調査票の項目を対にして、これを転記すればいいのですよというような説明等をしっかりとやっていきたいと思えます。これ自体はまだイメージですけれども、このような形をやりたいと思っているということです。

それから4つ目、先ほどの中でも督促という話がありました。期間・方法を具体的に提示してほしいという話です。現時点で想定している督促方法については、こちらに書いてあるとおりのことでして、まず5月の下旬から調査票の提出期限の6月末にかけて、これはまだ督促というよりは注意喚起ですけれども、電話、はがき等による注意喚起をしますという形です。特に32年以降については新規の調査客体に関して重点的に行います。それから、督促に当たっては、当然、提出されなかった客体全てに対してはがきは送るのですが、その後、12月までの5か月間という期間を使って、先ほど若干触れたところもあ

りますが、結果精度確保の観点から、標本設計の層別に回収率を管理した上で、回収率の低い層を中心に重点的な督促を行うというようなことを考えています。※印で書いてありますが、科学技術研究調査では大体3か月ということで、これを見ながら、5か月くらいかなと見ているところです。さらに、上記督促によっても調査票の回収ができないようなものに関しては、場合によっては直接訪問するとか、いろいろな督促の実現可能性については検討してみたいと思っていますところです。いずれにしましても、どのぐらいの回収率になるかというものは見ていかないと分からないところもありますし、多分様々な調査委託企業の提案等も出てくると思いますので、その辺を勘案して検討を進めてまいりたいと思っていますところです。

私からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関しまして、御意見等あったら伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○野呂委員 大変丁寧な御説明、ありがとうございます。4のところの督促の期間・方法について、これを行う主体といいますか、誰がやるかということですがけれども、今これは民間事業者がやるような予定で考えていらっしゃるのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 現状、その予定です。

○西郷部会長 ほかにありますか。

特に今まで調査員調査で行われていた、最前線を担っておられた地方公共団体から、もし回収に当たっての留意点等ありましたら御指摘いただければと思いますけれども、何かありますか。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 東京都です。

○西郷部会長 よろしくお願いいたします。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 私どもも初めての経験ですので、はっきりとは申し上げられませんが、今、家計調査は東京都は試行でやっておりますけれども、調査員もいて、オンライン、郵送という形ですので回答しやすい環境にあります。今回は国が直轄でやられて、このような督促をやるとなったときに、丁寧なやり方をできればやっていただきたいというのはあります。けれども、問題はやはり、取れないということもあり、あと不詳のデータというのがいろいろ出てくると思いますので、そういうのをどうしていくかということ、調査員がいますと、調査員がある程度事前にチェックしてくれますけれども、直接送られるということになりますので、不詳のデータをどのように対策されるかという問題があるかと思えます。就業構造基本調査では、今まではPDFだったのですが、今度HTMLで、画面で次の項目に行くときに正しく入力されていないと展開しないというような形もありますので、そのような工夫なんかも是非取り入れていただけないかなと思えます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○辰巳大阪府総務部統計課参事 大阪府です。お世話になります。大阪府でも中小企業の事業所がかなり多く、回答拒否であるとか記入漏れ、記入間違いの件数も結構あって苦労

しておりますので、今回、報告者が保存している確定申告書類から直接転記できる調査票にさせていただくのは、報告者の負担軽減になって非常にありがたいと思います。調査票に回答していただけない報告者には2種類のタイプがありまして、協力してあげたいけど、どう書いていいかわからないというところと、調査が輻輳していて、1つの事業所に同じような調査がいっぱい来ていて全てに回答できないといった意見のところもありますので、国の基幹統計全体の問題として調査が輻輳しないように整理していただき、報告者にも調査の趣旨を十分理解していただき御記入いただくというのが大事なのかなと思いますが、かなり今の調査票よりも正確に答えていただける調査票設計を行っていただけていると思いますので、その点はいいのではないかと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

何か今の御意見について、もしありましたら、よろしくをお願いします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 では、一言だけ。どうもありがとうございます。いずれにしても、できるだけオンラインの調査に誘導して、できるだけ正確な、もちろん審査なんかを組み込みながらしていくという方法もありますし、正に委員からも御指摘のあったとおり、簡単に書ける、転記すればいいという原則を貫いてやろうという形で、書きやすさにはかなりこだわったつもりですので、さらにその上で、民間委託で郵送調査ですから、ある程度はやはりなかなか集まらないところはあるかと思っておりますので、そこは今申し上げたような結果精度に着目した工夫をすることによって、効率的な回収、督促というのができればいいかなと思っている次第です。いずれにしても、御指摘事項については十分認識の上で委託等々に臨んでまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○西郷部会長 ありがとうございます。統計局はもう既に家計消費状況調査等で民間の使用の経験はありますけれども、恐らく企業を対象としたこれだけの規模の民間委託というところと多分初めてになりますか。ほかにそのような調査はありますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 科学技術研究調査があります。この調査は企業対象の調査で、これは回収率が高いというところもありますが、それでも民間企業相手にそこそこの苦労はやはりしながらやっていますので、そういうところの知見も生かしつつ、ただ一方で、これは御指摘のとおり、企業対象の調査ということで、少なくとも個人企業対象の調査とは全く違いますので、十分気を付けながらやらせていただきたいと思っております。

○西郷部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、調査方法に関しましては、ただ今の御説明で部会として適切と了承したとさせていただきます。

それでは、資料1-1の最後の項目になりますけれども、公表に関して御説明をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 では、資料1-2の9ページです。本系列と参考指標の数値の相違についてというようなお話です。こちらに関しましては、基本的にはあくまで本系列がメインでして、参考系列は参考系列ですので、少なくとも出方が同

じようになるようなことは当然しないような形で出してはいくわけなのですが、それはそれといたしまして、本系列と参考系列、数字を見て、何が違うのかという議論は当然出てくるとお思いますので、下の資料にお示しいたしましたように、本系列に関してはローテーションという形で3分の1ずつ交替しながらやることで、標本交替によって変動が出るというデメリットはありつつも、新設・廃業企業を取り込んだような形での真の経済実態が提供できますということで、継続標本だけで生じるようなバイアスが発生しないということで、これが一番、全体としては非常に妥当なものであるという御説明をした上で、参考結果に関しては、継続標本に限定するというので、上方バイアスの発生のようなデメリットはあるものの、標本交替により生ずる変動は発生しないと、安定的な時系列推移が観察できるというようなメリットがありますということで、是非これを御参考に使っていただきたいというような説明をするつもりです。いずれにいたしましても、この辺に関しては私どもも個人企業経済統計研究会等、いろいろと議論する場もありますので、こういう場での有識者の意見、それから利用者の意見等も踏まえつつ、誤解のないような公表方法のあり方については今後も検討してまいりたいと思っております。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして、何か御意見等ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、今の回答をもちまして、部会として、前回の質問というか、宿題に対する回答は適切であったと整理させていただきます。ありがとうございます。

そういたしますと、宿題に対する回答というのはこれで一旦おしまいということにいたしまして、審査メモに沿った審議を続けてまいりたいと思います。それでは、本日の資料の番号でいうと資料2というのになりますけれども、審査メモに戻って御議論いただきます。前回の部会では審査メモの6ページのところまで進みまして、本日は他の基幹統計調査との関係から審議を再開させていただきます。それでは、この論点に関しまして、調査実施者から回答をよろしくお願いいたします。

**○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長** 今度は資料が替わりまして、資料3-1の16ページのところに他の基幹統計調査との関係の回答を書かせていただいております。

まず、年次で実施され、報告者が重複する工業統計調査とか商業統計調査とかとの役割分担・重複是正措置についてということですが、この個人企業経済調査につきましては、個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎事項を得るということを目的としているということとして、調査事項も1年間の営業収支、事業者の年齢、それから事業経営上の問題というような個人企業の構造的特質を把握するために実施しているという形になっております。こういう見方からすると、産業別の経済構造を把握するというような他の産業別の年次調査とは若干目的が違っているのかなと思っております。ただ一方で、報告者負担の増加を抑制するという観点は、これは重要ですので、調査対象の選定に当たっては、上記のお示しのあったような産業別の年次調査との重複是正措置、これは行ってまいりたいと思っております。

それからもう一点、経済センサス-活動調査の実施年における扱いです。先ほど申し上げたような個人企業の調査の特質から見ると、単純に経済センサス-活動調査があるからやめ

ますという話でもないかとは思ってはいるのですが、一方で経済構造統計に関してはいろいろと議論もありますので、今後の議論を踏まえてここは検討させていただきたいと思っていますところ。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

少し私の説明が舌足らずで、審査メモの6ページの点線の中に入っている他の基幹統計調査との関係、実はこれは前回の部会で議論する予定だった部分ですけれども、時間が足りなかったこともありまして、今回御回答いただいたという格好になります。ですので、事務局からの説明がなかったという格好になっております。

今の御説明に関して、いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 事務局から失礼いたします。他の基幹統計調査との関係ということで、本日は横のカラー刷りの資料3-2というのも準備しておりますので、事務局から少しお話をさせていただきます。

資料3-2、合計で3面ありますけれども、事務局としては、一番上の調査の役割分担というのでしょうか、その図についてお話しします。今御覧いただいている資料3-2の1ページ目、こちらは製造業、商業、サービス業について、現在どのような基幹統計調査が行われているかということの概念図としてお示ししたものです。これら全体につきましては、一番外側に赤枠で囲っておりますとおり、御案内の経済センサス-活動調査が行われておりますけれども、今回御審議いただいている案件というのは、文字どおり、個人企業の部分で産業横断的に把握するというものになっております。一方、個人とか法人を問わずに産業区分ごとに工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査といった調査が行われているところです。工業統計調査と特定サービス産業実態調査につきましては、年次と書いておりますけれども、経済センサスの実施年には行われないうことで、重複排除、同じ年に行われることはないという整理になっています。また、大企業中心にということで青枠でくくっております右側です。経済産業省企業活動基本調査というのがあります。こちらは経理状況だけではなくて、組織別の人数であるとか、親子関係、外部委託、研究開発といった企業活動を多面的に捉える調査としてきているものです。以上が1枚目の資料ということになります。

なお、2枚目、3枚目、1枚目の裏につきましては統計局で作っていただいた資料ということになりますが、補足で何かあれば。

○西郷部会長 すみません。よろしく申し上げます。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 特段、別に補足云々というより、事実関係をお示ししたということです。個人企業の割合、これを実数ベースと、それからパーセントベースでお示した状況でして、こんな感じになっていますというようなものを御参考までにお示しさせていただきました。分野によっては極めて少ないところもありますというようなところも少し見受けられるかと思えます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

すみません、私の不手際で質問の順番等が錯綜しましたけれども、今の論点に関してい

かがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○宮川委員 特に私も異存はないのですが、資料3-2の他の基幹統計調査との関係ですけれども、商業統計調査とか特定サービス産業実態調査というのは現時点のものを想定しているのでしょうか。既に変更がほぼ決まっているので、サービス産業動向調査とか統合した後の関係というのは特に変わらないと見ていいのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 御質問のところなのですが、商業統計調査は現在5年周期ですが、統計改革推進会議の最終取りまとめでは年次化する、それから、特定サービス産業実態調査については、統計局が実施しているサービス産業動向調査と統合して年次調査として実施するという関係になりますので、今までよりも商業の部分が、年次という部分では特定サービス産業実態調査の部分プラス、サービス産業動向調査ということで、対象の重なりみたいなのもあって増えてくるかなと考えます。さらに、商業統計調査についても経済センサス実施年の2年後ということで周期的に実施しておりましたので、その部分も毎年になれば重なりは出てくるかなと考えます。さらに、経済センサス-活動調査、これは全般的にやるものですので、正に統計局が答えておられるように、経済センサス-活動調査の実施年における対応をどうするかという部分は、今後の商業、サービス関係も含めた全体の中で考えていくということになるのかと思っております。

○西郷部会長 ほかにありますか。

本来であればビジネスサーベイとの関係というのが一番大きな円になると思うのですが、まだビジネスサーベイはどうなるかというのが全然分からない状態でこちらの審議をしていただいておりますので、もし将来的にビジネスサーベイの全体像等が定まった段階でまた新たにこちらの個人企業経済調査の質問項目等を見直す可能性というのはあるということだけは付記しておくような形にしたいと思ひます。

それでは、現時点ではただ今の御説明で部会として了承したということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは次に、審査メモの6ページの集計事項の変更について、今度、事務局から先に御説明をよろしくお願ひいたします。

○那須総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 それでは、審査メモの6ページの中ほどを御覧ください。（5）集計事項の変更につきまして、こちらの変更内容としまして、審査状況にありますとおり、調査対象産業及び報告者数の拡大に伴って情報量が大幅に増えることを踏まえ、新たに都道府県集計を行い、また、調査事項の変更に伴う見直しを計画しております。これについては、本調査結果の利活用の向上に資することから適当と考えますが、都道府県別の集計結果を安定的に公表できるかどうか、また、未諮問基幹統計審議の論点であるニーズに即した統計の作成・提供の状況についても、併せて確認する必要があります。

このようなことから、2点論点を設けました。aは、都道府県別集計について、将来的に時系列比較を行う際に結果数値に断層が生じないように、何らかの対応を考えているか。また、集計を詳細化することで秘匿が多く発生することが懸念されることから、どのような集計区分で行うかなど、影響への対応の確認です。bは、未諮問基幹統計としての確認

です。今回の見直しに伴って、集計事項はどのように整理されているか、ニーズに対応した統計の作成となっているかの確認です。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、実施者からの御回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3-1の17ページに集計事項の変更の関係の論点と回答は記載させていただいております。

まず、都道府県別集計における対応ですが、こちら、先ほども若干関係ある話が出てまいりましたけれども、その辺も踏まえて御説明させていただきます。都道府県別の集計に関しましては、時系列比較等、極めて安定性が重要だということは我々も重々認識しております。この関係もあって、2年分のデータによる分析をしっかりと行った上で、時系列比較が適切に行えるようにしっかりしたものを出していきたいと考えているところです。それから、都道府県別集計の詳細化に伴う様々な問題という話に関しましては、先ほども若干御説明しましたが、表章する産業分類を大分類に限定するとか、あと秘匿が多く発生すると見込まれる事項については全国集計に限定するというところで、精度を確保したふさわしい集計結果になるようにしていきたいと思っています。

それから、見直しに伴う集計事項の整理についてですが、基本的には従来の調査事項に関する集計事項については引き続き作成・提供するというところで、これまでのユーザーへの配慮はしっかりとしていくとともに、新規に拡充する集計事項も含めまして、調査結果の利活用の観点から必要だと考えられるものについて作成していくということで、お示したような集計の案を作っているという形になります。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対しまして、御意見等ありましたら伺います。いかがでしょうか。

もし特段ないということであれば、今の御回答のとおりで、部会としては適切と判断したとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、審査メモの次の項目は7ページにありまして、(6)の調査結果の公表期日の変更についてというところに移らせていただきます。まずは事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○那須総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 (6) 調査結果の公表期日の変更につきまして、こちらの変更内容としまして、調査票の統合及び調査時期の変更に伴って公表時期を変更するというものです。これまでの構造調査は、調査終了後、約4か月で公表されていたところ、新しい調査計画では、調査終了後、9か月以内に公表することが予定されております。処理を要する情報量が大幅に増加するとともに、調査員調査から郵送・オンライン調査に変更する中でも、正確な回答を確保し、精度の高い統計の提供を維持するためには、やむを得ないと考えられるところですが、変更後の初回調査に当たる平成31年度の調査結果については、調査の終了後、約1年半後に公表されること

とされております。変更後の公表時期により、利活用に支障が生じないかの確認をする必要があります。

このようなことから、3点論点として設けました。aは、平成31年度調査の公表結果について、調査実施の約1年半後としなければならない理由について。bは、平成31年調査の集計時期について、本調査の集計スケジュールと想定される主な利活用の時期を基に、利活用上支障がないかの確認。cは、平成32年度以降の基本的に予定している集計時期について、本調査の集計スケジュールと想定される主な利活用の時期を基に、利活用上支障がないかの確認です。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、実施者から御回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 引き続き、資料3-1の18ページから、結果の公表時期の変更に関する論点と回答を書かせていただいています。

まず、論点のaとして示されました、平成31年度の調査の公表について、実施の1年半後としなければいけない理由のところですが、今回の見直しに伴いまして、これまでの極めて限定された産業による集計からほぼ全産業に係る集計に拡大するというような話、それから、先ほどの(5)のところでもお話ししましたとおり、極めてニーズが高いだろうと思われる都道府県別の集計を行っていくというような新たな集計事項がありますということもありまして、これに関しては的確な審査・集計を行うという都合上、通例のチェックだけではなかなかもたないと。我々、サービス産業動向調査等、いろいろな調査をやっていく上で、やはりこういう形でしっかりとチェックした方がいいであろうということもありまして、平成31年、32年の2年分のデータを蓄積させていただいた上で、具体的には調査票の記入状況について、工夫はいたしますけれども、出てきてみないと分からないというところもあります。それから欠測値の発生状況、この辺も踏まえた上で、単年の調査データだけでは作成することができないような調査票の審査基準の整備、それから先ほどお話しもありました、複数年データを使用した欠測値の補完方法、横置き補完とか伸び率の補完とかいろいろとあるところですが、こういうことについて検討を行った上で出していきたいということから、このような公表のタイミングにしているという形になります。

それから、論点のbとcです。平成31年の調査及び平成32年以降の調査について、利活用の時期と比べてどうかという話ですが、こちらは19ページに見直し後の調査スケジュールという形で表を示させていただいております。主要な結果利用と申し上げますと、やはりどうしても国民経済計算という話が出てくるわけですが、平成31年度に関しては、旧とどうか、現行の調査結果が適用されるという形。平成32年度に関しましては、どういう形で補完とか推計方法の検討をするかという話もここに書いてありますが、様々な検討を行った上で、国民経済計算の推計上必要なものについては、このような形で平成32年10月のタイミングで数字を提供し、その後、そのほかのものも含めた全体的なものについても審査・集計等々を行った上で公表していくという順番にしようと考えていまして、国民経済計算の推計には影響のないようなやり方を考えているところです。

私からは、以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関しまして、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

○宮川委員 別紙のスケジュールですが、平成32年度に行われる2年分のデータというのは、見直し後の平成31年度のデータと見直し前の平成30年度のデータということになるのですか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 別紙を見ていただきながらと思いますが、基本的には平成31年のデータと平成32年のデータです。完全に回収・督促ができなくても、集まったもので順次その辺の検討は進めていきつつ、余り遅くするのは非常にまずいという考えを私たちも持っておりますので、できるだけ効率的な検討を、集まったものから適用してやっていきたいと思っております。

○宮川委員 具体的に、まだ平成32年度の督促をしている段階で欠測値の補完方法とかそういうことを2年併せて検討というのは、どういうことを考えておられるのかが少しイメージが湧かないのですが。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 回収・督促期間は長めにとっておりますが、当然、全部が全部のものがこれだけの期間がなければ出てこないわけでもなければ、全体にばらけた形で数が出てくるわけでもありません。先ほど申し上げたとおり、督促等に関しましては、結果表章上、影響のありそうなところを重点的に行うというようなことを考えていまして、当然、この辺の審査とか欠測値補定の方法の検討に際して、極めて重要なところについては、その話もあって、早く回収ができるような方策を組みつつ、使うのに必要な企業等のデータを早めに集めた上で検討していくということを考えているわけであるというような形になります。こういう形にしておかないと、完全に回収が終わった後になってしまうと、更に公表時期が延びてしまうということもありまして、私どもも当然、完全にデータを集めてから検証した方がいいとは思いつつも、重点的な督促という話もありますので、そういうことを生かしながら、こういう形で効率的に検討を進めてまいりたいと思っております。

○西郷部会長 宮川委員はそれでよろしいですか、今の御回答で。

○宮川委員 はい。プロセスについては理解しました。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局から1点お尋ねですが、今までの説明を伺っていると、調査の大幅見直しということで、平成31年度調査の結果がかなり公表が遅くなるという事情は理解できるのですが、一方で、例えばここの結果公表というのは確報一本での公表かと思うのですが、もう少し早い時期に全国集計結果だけでも速報公表するという余地がないのかというような、その辺りは御検討されたのでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 お答えいたします。確かに都道府県の集計と比べれば全国の方がというのもあるかとは思いますが、一方で、先ほども御説明したとおり、対象範囲が要はかなり産業としても拡大されておるとい話、それから、調査方

法についても極めて回収率が高かった調査員調査から郵送、それから民間委託という方法に変更するというので、かなり調査方法等々についても変更が出ているというような実例があります。現状の段階でむしろ、比較的それは都道府県よりは全国の方がいいかもしれないとは予想できるとはいえ、確実にここなら大丈夫だというようなところがなかなか設定しにくいというところで、御提案としてはこういうような形を提示しているということになります。いずれにしましても、平成31年度の調査結果についても公表まで少し時間があるわけですが、実際にしっかりとやってみた上で内容を見てみないと分からないところもありますので、現段階でどうこうというのはなかなか言いがたいというところはあります。

○西郷部会長 ほかにありますか。

○宮川委員 今の件に関してなんですが、最初の段階では確かに結構慎重に時間をとられていると思うのですが、平成32年度以降についてそういう確報と速報という考え方が、プロセスが結構慣れた段階ではどう考えておられるのかというのを少しお聞きしたいのですが。

○西郷部会長 よろしくお願ひします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 現段階では、先ほど申し上げたとおり、どういう形で物が集まってくるのか、正に御懸念いただいたとおり、私たちとしては重要なものはかなり早期の段階で回収したいと思っておりますので、実際の集まり具合がどういうふうになるかということもありますので、その辺はもし平成31年度調査の結果等を見ていった上で可能であれば検討の余地はあると思っておりますが、いずれにしても、回収の実際の状況を見ながらそこは検討させていただきたいと思っております。現段階で確実に速報が出せますととはなかなかお約束しにくいというところがあります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

宮川委員はそれでよろしいですか、今の御回答で。

○宮川委員 そうですね。将来的な含みをどこかで書いておくというのはあるのかなという気は少ししているのですが。

○西郷部会長 私も宮川委員と同じ意見で、最初は慎重にというのは理解はしますが、やはり将来に向けては、確実に早くするとここで断言するのは無理だとは思いますが、様子が分かった段階で早期化を検討していただくということは答申にも盛り込みたいと思うのですが、その御検討というのはお願いしてよろしいでしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 十分ニーズがあるというのは理解いたしましたので、その辺は少し結果を見ながら検討させていただきたいと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

宮川委員はそれでよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、その項目につきましても、最初は様子が分かる前の段階ではこのスケジュールでやむを得ないというか、妥当であるということですが、様子が分かった段階で将来の早期化を御検討いただくという形で決着したいと思います。ありがとうございます。

それでは次に、審査メモでは8ページの2 統計審議会諮問第275号の答申における「今後の課題」への対応状況ということですが、これに関しましては調査事項の変更であるとか調査方法の部分等で既に御確認いただいたものに含まれておりますので、それをもって審議は尽くしたと整理させていただきたいのですけれども、それでよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは次の項目にまいりまして、基幹統計としての個人企業経済統計の指定の変更に関して御審議いただきます。審査メモとしては、あと残りの1ページのところになるのですけれども、調査計画の変更に伴って、基幹統計の指定の内容というのを一部変更する必要がありますので、このような場合にも、統計法第7条によりますと、統計委員会の意見を聞くということになっております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

**○那須総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職** それでは、9ページの個人企業経済統計（基幹統計）の指定の変更につきまして、変更概要としましては、「個人企業経済調査」から作成している「個人企業経済統計」は、個人企業の経営実態を明らかにすることを目的とする、特に重要な統計として、統計法第2条第4項第3号に規定する「基幹統計」に指定されております。個人企業経済調査について、これまで審議してきましたとおり、調査対象産業の拡大が計画されており、これに伴って、本統計の作成対象となる範囲も拡大されます。そこで、本統計に係る指定内容のうち、統計の作成対象となる産業を限定列挙している「作成目的」の部分につきまして、本調査計画の変更に合わせて指定内容の変更が必要になることから、こちらに記載の表のとおり改正することとしたいと考えております。

以上です。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

今の御説明に対しまして、何か御意見等ありますか。

問題がないようでしたら、今の御説明をもって、部会としては了解したとさせていただきます。

ただ、自分がいつも行っている発言と不整合が起きそうなので、私自身の個人的な意見というのをここで申し上げさせていただきます。不適切であれば議事録から削除していただいても結構なのですけれども、今の統計法というのは、何々統計というのが上位概念であって、それを作る手段というのが何々調査だということになっているわけです。そうすると、本来は何々統計の目的がこう変更されるから、それを作る手段としての統計調査がこういうふうに変更されますよというふうに、何か順番が逆なのではないかなという感じもしております。そういう発言をいろいろなところでしているのですけれども、自分が座長をやっているときにこういうことが起きてしまっているというのは内心じくじたるものがあるのですけれども、どうしても審議の進め方としてはいつも調査のやり方から入って、調査のやり方がこう変わるので目的を後から変更するというような感じになっているのですけれども、少しこれは後で事務局等と相談させていただいて、今後はどういうふうにやったらいいのかというのを、前々から私自身が不思議に思っていることだったので、少しそういうことを感じたという感想だけ述べさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、審査メモに書かれている全ての審議というのは終わりました。今日御審議いただいた部分もありますので、答申を文書化するところまでは、当然ですけれども、至っておりません。一応、議論はこれで尽くしたという形になりますので、答申案を作成するためにまたもう一回部会を開いてお集まりいただくということはしないつもりなので、すけれども、今手元に答申案の素案というのがありませんので、ここでは最初に申しましたように、答申案の方向性についてだけ御承認いただいて、後で書面審議という形で実際の答申案はお諮りしたいと思います。

それでは、資料4を御覧いただいて、既に決着している部分と、それから今日初めて御議論いただいた部分は影が付いている部分になっております。これを御覧いただいて、まずは上から順に既に決着した、御審議いただいた部分について復習させていただきたいのですけれども、まずは調査計画の変更、ローマ数字のIの個人企業経済調査の変更のその次の四角のところの1の(1)の調査の目的及び調査対象の変更に関しましては、基本的に適当と。調査の目的が変わって調査の対象範囲というのが拡大されたので、拡大することに関しては部会として適当と整理したと。ただし、今日宿題が出ていて、事業所単位の調査から企業単位の調査に変更することによって、特に売上高等にどのような影響があるのかということを検証していただくという宿題があったわけですが、その宿題の検証も今日済みしましたので、1の(1)については適当と整理させていただきます。

次に(2)の報告者数及び選定方法の変更ということに関しては、①と②と書いてありますけれども、両方とも適当と。調査規模を拡大して、なおかつローテーション・サンプリングを導入するということに関しては、これはもう前回の部会になりますけれども、適当と整理させていただきます。

3番目、(3)の調査方法の変更に関しましては、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査で、調査規模が大きくなる、10倍に膨らむということもありますので、今の調査員調査の体制は維持できないということから、民間事業者を活用した調査へ、郵送・オンライン調査へと変更するというのも適当と整理させていただきました。

その次が(4)の調査時期及び調査事項の変更に関してですけれども、これらも基本的には全て適当と変更させていただきました。

(4)の③の調査事項に関して、特にこれは設備投資の部分だったのですけれども、四半期調査で把握していた一部の調査事項に関して、代替的に追加情報をとるという形で御対応いただいたというのは今日確認していただいたところなので、それをもって調査票の調査項目の変更というのも適当と整理させていただきました。

そのほかにも、例えば個人事業主の無給の家族従業者というのがどのような表記になるべきか等、そのようなほかのものもありましたけれども、それも併せて、今日実施者から御提案いただいたとおりで、適当と整理させていただきました。

(5)の集計事項の変更と、それから調査結果の公表時期の変更ということに関しましては今日御議論いただいたのですけれども、集計事項の変更に関しては御提案のとおりということでしたが、調査結果の公表の期日の変更に関しましては、最初のうち、様子が分

からないうちには慎重に対応していただくのは適切ではあるけれども、将来的に調査結果の公表の早期化を御検討いただくという形で、部会としては適当と判断いたしました。

「2 前回答申時の今後の課題への対応の状況」ということに関しましては、もう既に第1回目の部会で審議していただいたことなのですけれども、両方とも適当と整理させていただきます。

最後に今日話し合ったのは、ローマ数字のⅡのところの個人企業経済統計の指定の変更ということで、調査の対象というのが変更されるのに伴って、個人企業経済統計の指定の変更というも行われたという格好になります。

以上で、一応審査メモに挙がっていた論点を中心に、部会の状況というか、どこが決着したのかというのを私なりの整理でまとめましたけれども、もし今後の課題等を書き得るものがあるとすれば、まずはビジネスサーベイとの関係で今後、今回御審議いただいた調査項目等が、抜本的にと言うと少し言葉が過ぎるのかもしれませんが、かなり大幅な変更を伴う可能性がある。そのような可能性もあるのだということも補足のような形で付け加えておくということ。それから、民間委託がかなり大々的に行われるということで、その対応状況について評価して、それを改善に、将来に向けてよりよく民間事業者を活用するという点について検討していただくという項目を付け加えるかというようなことがあるとは思いますが。あとは、野呂委員から御指摘がありました、税務申告データについてどのような形で吸収するのかということですが、私の印象では、答申そのものを書くよりは、部会長メモ等、この個人企業経済調査に固有の問題というよりは、もう少し広い範囲での問題ということになるかと思っておりますので、部会長メモのような形でそういう意見があったということを書きたいと思っておりますけれども、野呂委員はそれでよろしいですか。

○野呂委員 結構です。

○西郷部会長 あとほかに何か答申の中に盛り込んでおいた方がいいというようなものがありましたら今伺いたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○宮川委員 内容的には全く異存ありません。形式的なことなのですから、先ほど西郷部会長がおっしゃっていた形に従えば、Ⅱが先にあって、その次にⅠが出てくるというのが一番素直なやり方かなというのと、もう一つ、これは、資料4は恐らく前回の部会審議を終えた時点だと思っておりますけれども、(4)の③の部分は、基本的に適当というのか、それとも原案を審議した上、一部修正の上、適当というのか、その辺の書き方は少し、審議の内容が分かるような形にした方がいいのではないかという気がしているのですが。

○西郷部会長 そうですね。今の部分は、統計委員会の意見を入れて、実施者に御検討いただいた結果、調査票の最初の提案が修正されたという格好になるので、それが分かるように答申には書かせていただきたいと思います。

最初の論点、順番をどうするのかということに関しては、これはほかの答申のあり方にも大きく影響しますので、少し事務局側と御検討させていただきます。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 少しよろしいでしょうか。御指摘の趣旨はよく分かりますが、この順番というのは諮問時の順序とも関係します。今回に

については、少し今からということでは難しいのですが、次回以降、基幹統計の指定変更と基幹統計調査の変更を同時に諮問する場合には、部会長御指摘のような方向で諮問できないかということで、少し統計委員会担当室とともに検討してみたいと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 事務局から失礼します。先ほど宮川委員から御指摘があった資料4の調査事項のところ、「基本的に適当と整理」というところの文言につきましては、また今後修正したいと考えております。今日の統計委員会ではとりあえずこれを使わせていただいて、次回、8月の統計委員会で今回部会の結果も踏まえた形での資料を配布いたしますので、そのときには御趣旨に沿った形の文言で修正させていただければと考えておりますので、何とぞ御容赦ください。

○西郷部会長 ほかにありますか。

○野呂委員 質問よろしいですか。今の澤村審査官のお話で、諮問のあり方も変えなくてはいけないというお話ですが、今回の諮問そのものは、目的の変更から入っているのですが、今後、どのように変えるのでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 よろしいでしょうか。御指摘の点については、諮問文をどう書くかということと、実際の審議をどのように進めるかという2点があると思います。まず、諮問文については、今回の諮問は、タイトルを、基幹統計調査の変更及び基幹統計の指定の変更について、という流れにしておりますので、これを、基幹統計の指定の変更及び基幹統計調査の変更について、という形になるのではないかと思います。また、実際の審議においては、①部会の冒頭において、基幹統計の指定変更について単独で審議するか、②基幹統計調査の変更のうち、指定の変更内容と密接に関連する部分で一括して議論するかのいずれかになるのではないかと思います。いずれにしても、今後、統計委員会担当室とも相談してまいりたいと思います。

○西郷部会長 ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、答申案の方向性について一通り確認させていただいたということにいたします。ただ今いただいた御意見等を考慮いたしまして、事務局と相談して私で答申案を整理して、委員の方々に御確認を後でメールで、書面審議という形で御確認をお願いいたします。確認の過程でいただいた御意見の扱いについては、私に一任させていただければと思います。

答申案につきましては、なるべく早く素案をお示しするつもりではおりますけれども、お盆休みが挟まるような関係もありますので、8月の統計委員会に答申案を採択するというスケジュールは少し時間的に厳しいかなと感じております。ですので、当初の予定どおり、9月の統計委員会で答申案を採択していただくという形でスケジュールは進めていきたいと思っております。答申案の原案については、8月の中旬を目処に皆様に御披露して、御確認、御意見をいただくという形になると思いますけれども、最終的な書面審議というのは8月の委員会終了後に行いたいと思っております。

そのように取扱ってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

なお、本日午後に統計委員会が開催されるのですけれども、私から部会報告いたします本日の部会の結果報告につきましては、今終わったばかりですので、当然ながら文書化はできておりません。したがって、本日の委員会では、本日の部会の内容について私が口頭で触れることとして、8月の委員会では結果概要を配布する形になると思いますので、その点を御了承いただきたいと思います。

それでは、予定していた時間より大分早いのですけれども、以上をもちまして、個人企業経済調査の変更について、実際に対面式で行う部会審議というのは終了となります。積極的に御審議に参加いただきまして、どうもありがとうございました。

最後に事務局から連絡をお願いいたします。

**○那須総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職** 先ほど部会長からも御説明がありましたとおり、実際にお集まりいただきます部会審議としましては本日で終了としまして、あとはメールでのやりとりで答申案をまとめてまいります。

答申案につきましては、部会長と御相談の上、8月中旬を目処にお示しいたしますので、御確認のほど、何とぞよろしく願いいたします。御確認いただき、必要な修正をした答申案についての最終的な書面決議につきましては、8月の統計委員会の終了後を考えておりますので、お含みおきいただければと思います。

最後に、部会の結果概要について、事務局で作成次第、メールにて照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をお願いいたします。第1回の議事概要の確認に当たりましては、二度手間をおかけしまして大変申し訳ありませんでした。

事務局からの連絡は以上です。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

それでは、答申案の確認にいましばらくお時間をいただくこととなりますけれども、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。どうもありがとうございました。